

(2) オーストリア

① IAEA (国際原子力機関) 事務局との意見交換

【先方出席者】

- ・鈴木 哲 IAEA事務局長特別補佐官
- ・森田 深 IAEA原子力安全・セキュリティ局原子力施設安全部国際地震安全センター専門官

○鈴木補佐官

補佐官をしております鈴木です。

まず、私から、福島事故の後どういう対応をIAEAがしてきたか、それから今後どういう対応をするかについて説明し、そしてIAEAの事務局におります森田専門官から、原子力安全に関する制度や安全基準等について説明します。その後、御指摘、御質問いただき議論をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、私の用意した資料は横書きの紙ですが、まず1枚めくりまずと見開きで、これまで、3月の事故以降9月まで、どういう事故対応をしたのか書いてあります。

簡単に申し上げますと、まず、事故が起きてからIAEAとして調査団、あるいはミッションを幾つか派遣しました。これは事故に対応するいわば緊急時対応ということでありまして、2ページ目に赤い文字で書いてあるのが、いわば事故対応という措置です。

報道もされていますが、幾つかのミッションが日本にも来ており、例えば3月18日には放射線測定チームを派遣しまして、約1カ月、4チームそれぞれ2週間ずつ滞在するというので、日本側、特に文科省がされている測定を確認というか、支援というか、そういう形をさせていただいております。それ以外に、食品安全のミッション、あるいは海洋モニタリング専門家、それから原子炉そのものの専門家等を派遣しました。

これらを事故から約1カ月の間で情報提供も含めて行ったわけですが、その間にIAEAとして日本から得た情報を各国に提供しました。それを、報道に比べて遅いのではないか、あるいは、もう少し今後どう起こるべきかシナリオをしっかりと付してやるべきではないか、あるいは、安全基準、これはもっと強制力のあるものにすべきではないか、いろいろさまざまな指摘がありました。

したがって、そういった議論は少し時間をかけてする必要があるであろうということで、3月28日のところに書いてありますが、天野事務局長から、約3カ月をめぐとした6月下旬に各国が集まる閣僚級の会合を開き、そこで事故対応をさらに超えた今後の政策的な、安全を向上するためにどのような対策、対応をしたらよいかという政策的な議論をする場を置きたいということを表示したわけです。

事故後1カ月以降、具体的にはこの3ページに対応の動きでありますけれども、6月の閣僚会議を見据えてその準備をしていく、その6月の閣僚会合で具体的に閣僚宣言というものが加盟国の協議を通じて出されたわけです。そこでは宣言ですから具体的なところは余り踏み込んでおらずに、むしろ、具体的な安全対策をどうしていくか、それについては行動計画をIAEAの事務局で、それを各国の協議を通じて9月のI

A E Aの理事会、それから総会—これは政策決定機関でございます—そこに案を上げて理事で承認をしていただくという段取りが合意されました。

したがって、9月に至るまで、行動計画の作成、3ページの最後に書いてありますが、13日には理事会の承認をいただき、22日には全加盟国による総会で了承をいただいたわけです。

これが今までの非常に大まかな説明ですが、では、今後どうするかについては、次の4ページに行動計画のポイントを書いています。

資料の一番最後の方には、行動計画の概要をもう少し肉づけしたものを、日本の外務省からの資料をつけておりますが、ポイントだけ申し上げます。

4ページに書いてあるとおり、例えば、各国がそれぞれもう一度、原子力発電所の安全を測定する、いわゆるストレステストというようなものを作って、それをIAEAが国際的にレビューをつくって評価をするというようなこと、あるいは各国の規制当局が果たして安全基準にあるように真に独立しているのか、あるいは財政的に十分な活動が得られるのか、そういったところを引き続きIAEAがミッションを送ってチェックをして、アドバイスを行う。そういった行動が12項目の形でまとめてあります。

それから、日本との関係で、今後短期的に重要だというふうに考えておりますのが、4ページ目の真ん中に書いてありますが、日本へのミッション派遣です。一つは除染ミッション。これは、地域の方々が大変御苦労されていて、一刻も早くもとの場所に戻れるためには、放射能の汚染を取り除く、これが喫緊の課題というふうに認識しております。

既に日本政府あるいは地方自治体と協力して進めておりますが、残念ながら、こういった事故が起きますと、政府が対応していることあるいは政府が出している情報について国民の信頼が大分落ちてきている。日本に限らずこういうことが起こっているというふうに思っていますが、そういった政府あるいは事業者が対応している措置について、国際機関であるIAEAも、実際にモデル地区を拝見して、国際的な水準からして十分なものかどうか、あるいは、こういう点がもしさらに追加されればよいのではないかというようなアドバイスもしております。

そういう意味で、今の時点で一番大事なミッションだと考えておまして、まさに10月10日のきょう現在、福島県をミッションが訪問して、今週いっぱいかけて日本政府、関係省庁と議論をするという予定になっております。

それからもう一つ、日本でやはりストレステストが幾つか行われているようですので、それについても国際機関としてレビューを行って、できればアドバイスを行いたいという形で対応をしたいと思っております。

最後、簡単に5ページ目について説明したいと思います。

今後、日本に対して期待されていること。これは、IAEAの観点、あるいは国際社会から期待されていることということでまとめましたけれども、一つは、福島事故、これは日本にとって大変な事故ではありますが、国際社会にとっても大変深刻な事故である。したがって、国際社会はこの事故からどんな教訓を得られるかというのを、非常に関心を持って見ております。

その観点で幾つか書きましたけれども、まず、事故そのものについて、現在の事故対応がどうなっているのか。これは節目節目でやはり情報提供をしていただくことが非常に重要であろう、いいことも悪いことも情報提供をして公表していただくことが大事であろうと思っております。

それから、除染活動についてですが、これは日本国民の皆様にとってもさることながら、各国、例えば東南アジア、中国の国籍の方が日本に住んでおられる方々もたくさんおります。したがって、そういった国にとっても、自国民の保護、安全の確保の観点から、日本でどのような形で除染に取り組んでいるか、こういった情報についても、公表、透明性を持って対応するというのは非常に重要なことだろうと思っております。

さらに、今回の福島事故がほかの国にも起こり得る事故なのかどうかという点です。事故の根本原因についてはまだ調査が進行しているというふうに私どもも認識しております。政府が設立された事故調査委員会におきましては、本年中に中間報告が行われるというふうにも聞いておりますし、先般、国会の中でも事故調査委員会の設立が決定されたと伺っております。そういった事故の調査の結果も国際社会に明らかにしていただくことによって、ほかの国の原子力安全の向上に貢献していくことが可能だろうと思っております。

最後になりますが、来年の後半に I A E A と日本政府が共催で国際会議を開くというのを日本政府が既に御提案されて、I A E A としても協力して対応していこうと思っております。これは来年の後半、ですから事故発生から1年半程度たったタイミングということになるかと思いますが、この時点で、事故の現状を報告するだけでなく、日本において福島事故にどう対応したか、あるいは今後どうしていこうかということで、日本からのメッセージを発出する重要なタイミング、重要な機会ではないかと思っております。

したがって、この会議をどういう方針、戦略を持ってうまく使っていくか、うまく世界に向けて発信していくか、ここは特に日本において御議論、御検討していただければいかがかなというふうに思っています。

以上、駆け足でございますけれども、私の発言とさせていただきます。

○森田専門官

森田深と申します。所属は核施設安全部というところに所属しておりまして、現在、I A E A 経験4年目でございます。直前は、原子力安全・保安院の事故故障対策室長をしておりました。

では、私から、この資料、前半の7枚ぐらいを用いまして御説明したいと思います。

私、所属は核施設安全部というところにおります。その中に国際耐震安全センターというものが2008年に設立をされておりました、私の所属は、その国際耐震安全センターというところの所属です。

横に書いてありますが、インターナショナル・サイズミック・セーフティー・センターというものが2008年につくられました。ここの主な仕事は、地震、津波及び原子力発電サイトの立地調査に関する安全基準をつくり、その適用を見ていくという

ことです。

表紙1枚めくっていただきまして、内容ですけれども、ここは割愛させていただいて、前半の7枚ぐらいを簡単に御説明します。

3ページ目にIAEAの活動というのが日本語でありますけれども、私の所属しております部署は、右下の安全とセキュリティーの部門です。そのほかにもIAEAは、技術協力あるいは核技術の適合あるいは査察を行うなど、いろいろな活動があります。

安全とセキュリティーに関して我々が何をしているかについては、4ページ目にあります。日本語ですが、国際基準の開発と1行目に書いてございます。

我々IAEAには、IAEA憲章というものがありまして、加盟国はこの憲章をしてIAEAに機能を持たせているわけです。

安全に関するIAEAの機能は、国際基準の開発というものがメインです。加盟国に適用されるべき安全基準及びIAEAみずからが活動を行う場合の安全基準というものをつくるのが義務とされております。

その基準の開発を行いましたら、その基準の適用を行うということがIAEA憲章に書いてあります。基準の適用というのは、安全基準を公表して、加盟国がみずから適用していくことを手伝うということが一つです。もう一つは、安全レビューという形を通じて加盟国への適用を手伝うということ、この二つがIAEAの安全に関する活動のメインです。

そのほかは、国際基準になる事前の基礎的な情報として技術情報を収集及び出版するということがあります。そのための基盤文書、基盤となる文書をつくるということが我々の活動の一つになります。

それから、事故、事象が発生した際の情報集め、これも将来的には国際基準になっていくということから、情報集めということで、事故発生時の対応ということも我々のスコープになっています。

そのほかは、まだ原子力発電に入っていない国に対してシンポジウムやワーキンググループ、研修などを通じて能力開発を手伝うというようなこと、これも私どもの安全局の仕事に入っております。

さらには、加盟国の能力のある研究のところに技術開発を行うということも我々の仕事になっています。

ただ、すべては国際基準を開発するということに集約されています。国際基準を開発しないという選択は、我々のスコープには当然入ってきません。これはIAEA憲章の中にはっきりと書かれているものです。

次に、5ページ目をめくりますと、英語で憲章そのもののコピーを書いています。下線で引いてあるところが、まさに私たちが安全関連の、安全ということにおける活動がよりどころとするところでありまして、安全基準をエスタブリッシュするところ、さらにそれをプロバイド・フォー・アプリケーションと書いてありますが、適用を手伝うということをしてIAEA憲章には書いてございます。

ただし、ここで重要なところは、5ページ目の一番下から2行目ですが、アット・ザ・リクエスト・オブ・ザ・ステートと書いてありまして、安全基準の適用を手伝う際には、加盟国からリクエストが来れば手伝う、というのがすべての前提になります。

したがって、我々の安全基準適用の活動は、すべて加盟国側からのリクエストに応じてその適用に乗り込んでいくということの仕組みになっていますので、これがなければ我々はその先には進んでいかないということになっております。

その次のページに6つの点を挙げていますが、安全基準をつくるということとともに、IAEAが関与している国際条約が6つあります。これは安全関連の条約です。例えば検査察に関連してはNPTという条約がありますがけれども、安全局に所属しております私どもの関連では、6つ、安全に関する条約があります。

1番目は、原子力安全条約という1994年の条約です。2番目は、使用済み燃料の処理及び核廃棄物の処理に関する条約、97年の条約でございます。3番目が、アーリー・ノーティフィケーション・オブ・ア・ニュークリア・アクシデントという、原子力事故が起こった際の早期通報条約という86年の条約です。それから、原子力事故が起こって支援が必要な場合の支援条約、相互支援条約というのも86年の条約です。それから、放射線の線源の安全とセキュリティーに関する条約が2003年に結ばれてございます。さらには、2004年に研究炉の安全に関する行動計画というものの条約が取り交わされています。

この6つの条約が、これは法的な枠組みで、私どもの安全基準がそれぞれの国で適用がちゃんとされているかということを経法的に保障する枠組みです。

以上が法的な措置でございますが、7ページ目、私の最後の説明のスライドが、IAEAの安全関連の基準の例です。

一番左にありますのは、青い表紙でございますが、日本語版で基本安全原則というものです。これはすべてIAEAの安全基準の根本となる文章でして、青い表紙のものを別刷りでお配りしています。

IAEAの安全基準の根本となる安全要素というのは青い表紙のものです。これは、独立行政法人の原子力安全基盤機構のホームページから簡単にダウンロードできるもので、同じものをコピー及びDVDに焼いています。

すべての安全基準はここから始まっています。だれが安全に関して責任を持っているのか。あるいは、放射線の防護というのはどういう考えでやらなければいけないのか。廃棄物の処理というのはどういうものなのか。規制機関、政府の役割というのは何なのか。規制機関が独立しているかはどういう観点でやるのか。それから、事故の防止というのはどういう基本的な措置をとらなければならないかというのは、すべてここからスタートします。

ここからスタートいたしまして、政府の役割、あるいは廃棄物、あるいは核施設的设计、あるいは立地の調査、それぞれがどういう基準で行われなければならないかというのが、赤い文章がそれぞれの各項目ごとにつくられています。赤い文章を我々ではリクワイアメント、要件と呼んでいます。青い文章はファンダメンタルズと呼びまして、基本中の基本の原則です。ファンダメンタルズ認識です。

この青と赤が法的なコンプライアンスのモデルです。この赤の文章だけでは技術的に不足である、何か概略的なものが必要だということで、緑の文章を赤の下部文章としています。全体としましては、このポスターを少し、前の右側にポスターを入れますが、それぞれのエリアごとに、青、赤、緑の構造でこれだけの数の安全基準をつく

っています。

DVDにすべてを網羅してございませんけれども、それぞれの安全分野、政府の役割、放射線、あるいは廃棄物、設計、立地、安全運転、すべての分野ごとに赤と緑の文書が出ています。中身がどんなことが書いてあるかということは、ここでは触れないようにしたいと思います。



○松野議員

復興特の関心事項は正確に把握しておりませんが、議運は、福島原発事故に限って伺っておりますので、全体のエネルギー政策の基準というわけではなくて、原発事故、福島の事故のみにできれば絞って御説明をいただければと思います。

○森田専門官

それでは、御質問がありましたので、私も少し御説明いたしますが、今、鈴木の方から御説明しましたように、IAEAは、事故発生後に職員を派遣し、それからチームの派遣をしております。5月のミッションで私も参加し、現在も除染のミッションをやっております。

私どもがやるIAEAのレビューは、日本政府からの要請に基づきまして、IAEAの基準と、日本政府あるいは事業者等が行った措置が足りているかどうかということのレビューを行う、評価を行うというのが我々の作業になります。福島のミッションにおきましては、5月下旬から6月の初めにかけて行いまして、その後、報告書を公表しています。

報告書の中では、IAEAの基準に対して日本の安全規制あるいは緊急時の対応がどれぐらい足りていたかということの観点から評価を文書の中で書いております。

今行っております除染ミッションも同じような観点で報告書をまとめ、公表していくということになります。

○菅議員

今、説明いただきましたが、行動計画をここに出してありますが、これは今までやっていなかったのですか。

○鈴木特別補佐官

行動計画の中身については、実は全く新しい要素、要素自体が新しいということで

はございません。例えば、レビューミッションというのは既に I A E A、例えば規制当局のレビューと、業者に対するレビューとか、そういったものは実施しております。

ただ、その実施の仕方をこれからさらに強化して、向上させていくというところを記載しています。ですから、12項目が今までしていなかったかという御質問に対しては、していましたけれども、そういう活動をさらに強化向上するという趣旨です。

○菅議員

それで、具体的にお尋ねいたします。今度の福島でかなり事実関係が明らかになりました。例えば、電気で動く冷却装置、そうしたものの基準というのはここではつくる必要があるのですか。

○森田専門官

冷却装置などの安全機能の設計及び要求に関するビジョンがございまして、現在、行動計画には何が書かれているかと申しますと、安全基準で言えば、I A E Aの中で、福島を振り返りまして、十分足りているかどうかをチェックせよということがこの届けの中にあります。これは I A E A 事務局に課される義務でありまして、I A E A 事務局の作業です。

鈴木から配付しました資料の⑥に書いてございますが、I A E A 事務局がみずからの安全基準を提供し、足りていないところがないかどうかをまとめ、それを来年の原子力安全条約の締約国会議で報告をするということが我々事務局に課される義務です。

○鈴木特別補佐官

補足いたしますと、例えば津波とか地震のような特異な自然災害に対して十分な備えをすべきであるという形では書いてありますが、例えば防波堤は15メートルでなければいけないとか、7メートルであれば足りるとか、そういう数値的なことが入っていないというのを私は承知しております。

○菅議員

これは電気装置が高台にとか、そういうことはないわけですね。

○鈴木特別補佐官

具体的なところはないのですけれども、ただ、そういった津波が来て水につかるということ想定して対応をなささい、ただ、その対応は国ごとに任せられていたということだと思います。ただ、引き続き、それが果たしていいのかどうか。

なかなか具体的数値、一つ一つ、こういうところに発電機を置きなさい、あるいはつなぎ口を高いところに置きなさい、そこまで書くかどうかは今後のレビュー次第です。先ほど森田の方から申しあげましたけれども、今回、安全基準がたくさんあります。特に、自然災害に関連する安全基準が約120ほどあるというふうに聞いております。そのうち、事務局の中で、専門家が内々検討してレビューが必要であろうというのが40前後あるというふうに聞いております。

ただ、それは、すべてそれを改定するというのではなくて、レビューですから、見直しをして、その結果改定する、あるいは、より具体的にする必要があれば改正されるということになるかと思えます。その作業をもう9月から始めて、あと1年、来年の夏くらいをめどに、専門の委員会がありますので、そこで議論するということになると思います。

○松野議員

まず、一番知りたいのは、今、放射能物質が漏れ出している状況の中で、IAEAとして、どれぐらいのミリ数ならば年間被曝をしても大丈夫だ、また、どれぐらいのミリ数があればその地域は立ち入り禁止区域にしなければいけないのか、放射能物質の中でも例えばヨウ素なのかプルトニウムなのか、検出されている物質が場所によって違うわけですから、それぞれの物質が人体に与える影響をきちっと科学的、医学的な知見に基づいて出していきたいというのが一点。

この前にチェルノブイリに行ってきましたが、IAEAの放射能被害の認定と現地の認定の数が圧倒的に違っているのです。要は、遺伝子の中に入り込むわけですから、チェルノブイリから25年たっていて、何世代にわたってどういう影響があるというようなことをベースとしてほしいのです。それがなければ、この基準に基づいて本当に除染をして戻れるのか、何キロ圏内を立ち入り禁止区域にするのか。それらは円状じゃなくて、ホットポイントの状態で分散しているわけですから、きちっと割り出していかなければいけない中ですので、最も欲しいものは、やはり国際的なそういう基準なのです。それも医学的知見に基づいたものが欲しいという思いを持っています。

○遠藤議員

今、松野先生と同じなのですが、原子力安全については、要するに、原子炉が事故を起こさないようにどういう安全基準をとるかという部分と、事故が起こってから、多数の市民をどうやって放射線から防護するかという2つの大きなカテゴリーがありますね。

今日本で非常に強い関心があるのが、後者の部分が特に強くて、現実には、今のお話にもありましたように、どのレベルで立ち入り禁止にするかとかという問題です。

チェルノブイリの場合は、5ミリシーベルト以上は立ち入り禁止ないしは強制移住の対象、それから5ミリ以下1ミリまでが住んでもいいけれども移住の権利を有する、1ミリ以下についても恒常的な健康にサーベイランスする、そういうふうになっていまして、これはもう現地でも、やはりこれは適切な基準だろうというふうに彼らは言っていました。

これに対して、先ほど、国際基準を開発するということがIAEAの重要な任務だと言っておられましたけれども、今の、市民の放射線からの防護という点について、例えば今のチェルノブイリ基準に対してIAEAはどういう考えを持っておられるのか、今回の福島についてIAEAはどのような勧告をされるおつもりなのか、その点についてまず伺いたいと思います。

○河井議員

関連ですが、実際にチェルノブイリに行って、向こうの非常時対処のお役人だとか、それから25年前にすぐそばの原発労働者専用の町、廃墟に化していますけれども、その人たちとも会ってきました。先ほど松野先生とか遠藤先生がおっしゃったのは、恐らく2008年、国連の科学委員会の調査の報告についての疑問だと思うのです。これは、国民だけではなくて、あの国の専門家の間でも大変強い不満があり、子供のうち6000人しか甲状腺がんになっていなくて15人しか死んでいないとか、60万人以上特攻隊で出かけていった人たちのうち急性で死んだのが28人とされているが、政府が認定をしている被曝障害者はウクライナだけでも11万人、ロシアは4万人ぐらい、ベラルーシが1万人ぐらいと言われてますね。

だから、まずは科学的な知見をしっかりとするのがIAEAだと私たちは信じているのですけれども、25年前に実際に起こったことの科学的知見、人間に対する影響、その基本的なことすらしっかりと確認できていないのに、これから先福島をはじめ、さまざまなことにIAEAが乗り込んで、今もちょうど除染部隊が出張で行っていますが、正直言って、本当にちゃんとやってくれるのだろうかという疑問を恐らくここに来ている議運の班の人たちは思っているはずなので、御説明をいただきたいと思えます。

○鈴木特別補佐官

IAEAが放射線の影響、被害をどう科学的にやっていくかということについては、先ほど河井先生もおっしゃることで、国連の科学委員会というところが、かなり早い時期、1950年代の半ばごろから、大気中あるいはそれぞれの地面の上等の影響、当時は核実験の影響を念頭に置きましたけれども、その後、核、原子力活動あるいは事故ということで取り組んでおります。放射線の医学的な、科学的な基準をつくるという作業は、科学データを集める作業はUNSCEARと呼んでいますけれども、実際、私の理解では、国連の科学委員会が、これは国連の総会によって設立されて総会に報告するというので、平たく言えば、IAEAが加盟国が今151カ国です、国連本体が190近く、そういったより広い機関から権限をもらって活動しております。

そのUNSCEARというところが医学的、科学的知見に基づいてどういう基準を各国に勧告したらいいか、それを行っているのはICRPという国際放射線防護委員会。ここには日本の専門家の先生も参加しております。

したがって、私の理解では、例えばそれが通常時であれば、年間1ミリシーベルト以下であれば将来にわたってがんのリスクが意味のあるほど増加するものではない。他方、事故が起きて、事故直後の緊急な状態の中ではその基準がもう少し上がる。具体的には、年間20から100ミリシーベルトの中で対応しなさい。私も素人ですから、詳細には立ち入りませんが、一方、住民の人のレベルそれから事故対応に当たる作業員の限度、これも別の基準でつくっています。

それと、もう一つ大事なのは、事故直後ではなくて、これからまさに復旧、回復の時期、この時期に当たっては、UNSCEARの勧告によれば、年間1から20ミリシーベルト。ですから、新聞で拝見している限り、日本が今、除染の基準として最終

的には1ミリシーベルトまで抑える、それを目標に段階的にやっているというのは、まさに国連本体の科学的知見に基づく基準をベースに対応されているというふうに思っております。

ただ、IAEAとして、それは別の機関がやっていることだからというふうに申し上げているつもりはなく、こういった事案が起こりますと、当然、国際機関全体で、それぞれの知見、得意な分野、あるいは客観的中立なデータといったものを持ち寄って対応します。

例えば、WHOや、今申し上げたUNSCEARもあります。IAEAもあります。さらに、環境ということであれば、UNEP、国連環境計画というものもあります。あるいは、一番懸念されるものの一つとして食品の安全、これはFAO、食糧農業機関というものもあります。

したがって、そういったところが情報、知見を突き合わせながら対応していくということだと私は認識しております。

それから、どのレベルで立ち入りか、訪問できるようになるのかというのは、まさに今目標とするところは1ミリシーベルトということだと思います。では現在福島の状態がどういう状況になっているのかというと、これはまさに、我々は汚染マップというふうに呼んでおりますが、それぞれの地域がどの程度の放射線があるか、事故当時は非常に大ざっぱな、例えば何キロごとで升目を区切ってやっているんでしょうけれども、その升目をできるだけ細かにして、できるだけ個別個別の地区にとって今の線量がどの程度になるか、それを具体的にどういうふうに対応していくかということで、先生がおっしゃられたとおり、いわゆるホットスポット、同心円で広がったとは到底思えない特異な場所が多々あります。

この間専門家に聞いたところ、それは単に自然の地形だけでは到底説明できないばらつきだそうです。したがって、そういったばらつきも考慮に入れる必要があって、そのためにも、まさに日本政府、関係機関がデータをとっておられる放射線レベルのものが今後の対応の重要な地図というか、まず出発点になるのだらうと思います。

具体的にどういう勧告をするのかという御質問がありましたけれども、この段階で私の方からストレートにはなかなかお答えしにくい問題だと思いますが、御指摘の点、十分認識しておりますので、今後の活動にそういった点を十分反映できるように対応していきたいと思っております。

それから、チェルノブイリですが、先ほど私が申し上げたUNSCEARのデータ自体が本当に現実的かという御指摘、私もそういった指摘が多々あるというふうには認識をしております。いずれにしましても、科学的知見というのはやはりベースですし、そのベースとなるのが、繰り返しになりますけれども、現状がどうなっているか、このデータというのは非常に大事になってきていると思います。

それで、除染ミッションのことも言及がありましたけれども、今申し上げたような全体像の中で、国際的なフレームワークが、こういうのがあって、こういう基準があるので、それにのっとった形で日本の関係の方々が対応しているかどうかというのを、拝見させていただいて、必要があれば、ここはこういう手順があります、ここはこうやったらどうでしょうか、あるいは将来はこういう方法もありますとアドバイスでき

ればと思っています。

最後に一言ですけれども、なぜ I A E A の除染ミッションが大事かといいますと、これまで大きな事故はチェルノブイリ、スリーマイル、あるいはハンガリー、規模は小さいですけれども放射線が外に出る事故、あるいはブラジルでもありました。そういった世界各国で起きている事故に対する知見というのは I A E A にこれまでの経験で集まってきておりますので、そういった、言ってみれば国際的なスタンダードからして、あるいは過去の教訓からして、どういう除染が今まさに最も福島にとって大事かという観点からアドバイスを差し上げたいというふうに考えております。

○古賀一成議員（復興特） 今除染ミッションの話と、3月18日に放射線測定チームの派遣とありました。それは、I A E A としての権限があつての行動なのでしょう。

測定結果は、これをどう I A E A としてオーソライズして関係国なり世界に発信できるのかというところが非常に重要な問題だと思うのですが、私は、もう少し先まで言うと、天野さんも事務局長になっている、日本は被爆国である、また福島の間もある。国際機関の難しさというのはよくわかりますけれども、やはり日本が今後堂々とリーダーシップをとるべき分野だろうと私は思うのです。国連機関もいろいろややこしい情勢があると思いますけれども、私はそういう気構えでやる問題だろうと思います。

そのときに、測定についてのマニュアルというか、その後で、やはり I A E A は、必ず研究を見ると書いてあるのは、原発を持っているところは、こういう測定システムでこういう体制でやれと。そこはもうガイダンスは強烈に出すべきじゃないかと思うのですが、その辺の測定結果というのが、チェルノブイリから25年たった今も、今度の福島についても、単位も違う、発表の仕方も違うで、測定結果の効用、オーソライズというところがものすごく私は混乱していて、うやむやの中に今日後手後手になり、あるいは対策がとれない。根本は、測定の結果について、I A E A はどういう統一論理でやったかというのは一番基盤だと思うのですよ。3月18日の I A E A の測定ミッションというものは、結果としてどういうアウトプットになるか。その一点でいいですから、お聞かせ願いたいと思います。

○鈴木特別補佐官

まず、測定チームの派遣、それから現在行っております除染ミッションは、いずれも日本政府の要請があつて初めて行けました。

実は、表はそうなのですが、裏では、我々から、このタイミングで受け入れたらいかがでしょうかというふうに、当然サジェスチョンした上でのことです。

したがって、その上で、最初の、権限を持ってやるべきかという御質問に対しては、オンデマンドです。先ほど森田の説明にもありましたけれども、残念ながらすべての基本として、加盟国の権限の中にあることに I A E A が入るためには、やはり加盟国の要請が必要だろう。これが一つです。

それから、結果の公表についても、現在の制度では、先ほど行動計画に幾つかのミッション、種類を書きましたけれども、いずれも同じで、相手国、ここでいえば日本

と調整をして、その理解がない限り結果を全部つまびらかにするというのは、今の段階ではできないわけです。

しかし、110あるところを50に削るかという、そうはならないと思います。

なぜなら、これだけ日本国民の関心が高い問題であり、とれたデータを包み隠さず出すというのが透明性、客観性の観点から求められていますので、数字そのものをいじるというよりも、その出し方、若しくは、数字だけ出しても、それを読んだ国民の方々はなかなか理解できない、何百ベクレルとか何とかシーベルトと言われてもわからないと思うので、それはどういう意味があるというコンテクストをつけて出す必要があるのですが、そのコンテクストを付しての出し方については、やはり受け入れ国、ここでいえば日本との調整が必要になるということです。

○古賀一成議員（復興特）

今回は、データを相手に出したのですか。

○鈴木特別補佐官

3月18日に行ったことについて説明すると、IAEAが独自に自分たちの好きなところに行って測定したわけではありません。日本の文科省、それと日本原子力開発機構の測定チームと常にチームを組んで、同じ場所を測定して、日本の測定結果がIAEAの測定結果とほぼ同じである、つまり、完全に一致するということもありました。それは、ある程度信憑性のある妥当な数字であるという意味での検証をするということです。

したがって、IAEAが測定したデータは、すべて文科省が公表した数値の中に入っていますし、我々がウィーンに戻ってきて加盟国にデータの説明をしたときに、示した数字ということです。

ただ、最後に一点つけ加えたいのは、飯舘村の事案です。飯舘村は、先ほどのホットスポットに該当する地域で、我々のミッションが入ってかなり早い時期に、一部の地域は非常に数値が高いというのがわかっていました。

それをそのまま右から左にIAEAとして出してパニックを起こすのがいいのか、若しくは、日本ももう少し調べてください、日本政府もしっかりと調べた上でデータを出すのがいいのか。それを判断するためには、なぜ一部地域の数値が非常に高いのかについての説明の場に行くわけです。

結果として、IAEAが飯舘村の数値が非常に高いと発表したのですが、日本は聞いていないということを報道され、両者の関係がギクシャクとしたことは若干残念でしたけれども、私には発表の仕方が非常に難しいという教訓になりました。

○額賀福志郎議員（復興特）

鈴木特別補佐官の報告の4ページに、日本へのミッション派遣に向けて、ストレステストレビューとあります。

その中でIAEAがアドバイスを行うというようなコメントされましたが、このストレステストというのは、非常時のときにどれくらい危機をカバーできるか、危機対

応能力があるかということですね。

ところが、日本の場合は、ストレステストを原発の再稼働の条件にしてしまいました。だから、現在運用を停止している原発にとっては、全部新たな再稼働の条件になってしまいます。その IAEA のいうストレステストと日本の場合とのギャップをどのように考えるのが極めて大事です。

そこで、IAEA のような国際機関がアドバイスを行うということ、レビューミッションの派遣を行うわけですから、どういう視点に立っていて、どういうアドバイスを行おうとしているのか、少し聞かせてください。

○鈴木特別補佐官

ストレステストにつきましては、今ご指摘のとおり、特に福島原発事故直後にヨーロッパを中心に出てきた名前で、ストレステストという言葉自体が、世界中で使われているわけではありませんが、極度の自然災害等が起きたときに、原子力発電所が設計上どの程度まで耐えられるのかを検査するものです。

今、ヨーロッパでは既に幾つかの国でストレステストを行っていますが、どういう基準で、どこまで耐えられるのか、メソドロジーと我々は呼んでおりますが、そのメソドロジー自体、IAEA がしっかりした国際基準を持っていないといけません。フランスに行ったり若しくはドイツに行ったりしてストレステストレビューを実施するとき、各国のレビュー自体はそれぞれの国が基準をつくっても構わないのですが、我々は国際基準を持っていて、当該国のメソドロジーと国際基準との相違点を指摘する必要はあると思います。そのメソドロジーの基準を、今まさに IAEA の事務局では突貫工事で行っています。間もなく原案が作成され、10 月、若しくは早ければ今月にも公表、使用できる状態になっていると聞いています。

したがって、日本についても、現在既に行われているストレステストをレビューするにあたっては、当然、新たに様々な専門家の知見を集めたメソドロジーを持って評価するわけです。一つの視点は、既にもう七月ごろから始められているストレステストの基準を国際的に評価することができるかということです。さらに、原発事業者が一義的にテストを行い、その結果を保安院がまずレビューして、さらに IAEA がレビューするという三段階方式となると認識していますが、その保安院の評価が適切であるかという観点もあります。

ただ最後の、再稼働するかどうかの判断については、その国、日本が最終的に決定を行うというシステムになっていますので、IAEA は再稼働の是非についてはアドバイスしないということは伝えてきました。

○額賀福志郎議員（復興特）

ストレステストというのは、いつ頃始めたのですか。

○森田専門官

ヨーロッパでのストレステスト開始は、福島事故が 3 月に起きて、その後ですから 4 月以降だと思います。

既にヨーロッパの規制当局では原案の文書が公表されていますが、流れとしては7月頃から各国がテストに取り組み始め、10月頃までに各国の規制当局に結果を提出し、年末までに各国の規制当局が国別のレポートをEUに提出することになります。

○吉井議員

額賀議員指摘のストレステストの問題について、ヨーロッパ各国は行ったとっていますが、そのストレステストの手法は、コンピューター解析で大丈夫かどうかと判定しているわけです。しかし、コンピューター解析は、入力する係数その他によって結果が変わってくるわけですね。

日本にはもともと世界一の振動台がありましたが、その振動台等を使っての実証実験とコンピューター解析とを突き合わせるような、しっかりとしたストレステストを行ったヨーロッパでの例はあるのですか。

○森田専門官

当然、振動台の結果として、機器や建物に対する評価を国際的に共有しています。

○吉井議員

特に老朽化した建物等に対するものはありますか。

○森田専門官

テストに関して、実際に揺らしたものの耐久性のデータは日本から得られたものを世界で共有していますし、フランスでも同様に振動台を使って行っています。

○吉井議員

いや、日本には古いもの、老朽化したものの実証データはないでしょう。

○森田専門官

つくられたものを融通してデータを取っていると思います。

○吉井議員

それは新品のときの話です。

○森田専門官

高経年化を考慮した計算を行って、そのデータは共有しております。

御指摘の高経年化によるファクターというのは非常に重要なところで、ヨーロッパのガイドラインの中でも高経年化を考慮していることが、ヨーロッパの規制当局連合のレジュメにも書いてあります。その結果を事業者が考慮して、公表される資料に反映されてくるものと期待しております。

○吉井議員

だから、実証実験を踏まえた上でコンピューター解析を行えるよう、もう少し正確に行わないと、ストレステストということにはなかなかならないと思います。現時点でそれ以上は難しいのかもしれませんが。

安全原則 3.31、今あなたの方からいただいた資料の事故防止について、深層防護でやってきたけれども、その五重の壁は崩れたわけですね。そこで、新しい安全原則を今後 IAEA で考えていくのですか。

○森田専門官

安全原則の多重防護に関しては、多重防護がうまく機能していれば、一つの故障や人為的なミスが有害な影響には至らないはずですが、今回は機能していません。

この多重防護、深層防護の考え方は、IAEA は昨日も有効性を確認していますけれども、先日の閣僚会議でも有効性を確認されています。つまり、多重防護の考え方自体は間違っていないです。

では、設計を超える、若しくは設計に用いたベースを超える外部事象に対して、若しくはそれらが重なった外部災害に対して、原子力発電所の安全性をどのように評価すべきかという資料が、これまでは余り重視されませんでした。したがって、外部事象が設計レベルを超える事象に対する安全対策及び複数の外部事象が重なった場合の安全誘導等を、新しい安全基準体系において考慮しなければならないと思っています。

○石田祝稔議員（復興特）

今の説明を聞いていて、その国のリクエストに基づいて、ということについて、結局リクエストがない限り調査ができない、そしてまた発表もできないということが一番ネックになっているという気がします。

それから、今後、まだ 500 ぐらい各国で原子力発電所が運行するということのように、やはりある程度強制的に調査を行えるような仕組みをつくらないと、結局、その国のリクエストがない限り調査に行けない仕組みである以上、IAEA としての法的な機能が発揮できないでしょう。ただ、そのためには憲章的なものについて、各国が合意しなければならないだろうけど、それはやはり、どこかでぜひ議論をしてほしい、アフター・リクエスト・ベースというところを再度検討してほしいというのが私の意見です。これは苦勞されていることだと思っております。

○鈴木特別補佐官

その点については、当初よりと申しますか、チェルノブイリ事故が起きた 1986 年当初、事故が起きたのは 4 月ですけれども、5 月に特別の理事会が開かれ、原子力安全を向上させるためには、例えば原子力安全のスタンダード、安全基準は拘束力のあるものにすべきとの案が、既にその時点で出ています。

ただ、その後の議論の中で、やはり安全の確保の責任は各国にあるという原則から、加盟国の合意には至らず、強制力の要素はなくなっています。

今回も、事故が起きた後、安全基準を拘束力あるものにする、又はミッションを原

則的に受け入れる義務的なものにする、若しくは結果を公表する、つまりあらかじめ加盟国間でミッションを受け入れる以上、全て公表するという約束をしてもらう必要があるだろうという議論は、正直申し上げて I A E A 内部でもありました。

では、現実の加盟国 151 カ国の中でどうやってそれを通すのかということですが、単純に憲章を改正して、若しくは拘束力のある条約を締結してもらって行うのが一番理想的でありますけれども、それができない場合はどうしたらいいかということですが、一つは、先ほど申し上げた 6 月の閣僚会合を開いたときに、冒頭に、天野事務局長が現実的にそれに近いことを確保する案として出したのが、事故が起きていない段階で、加盟国は、もし事故が起きれば I A E A のミッションを受け入れるということコミットする。コミットという言葉で少しあいまいですが、強制力や義務的という言葉が出てくるとまた議論が巻き起こるので、コミットをとする。これは政治的なコミットという意味になるかもしれません。そして、あらかじめそういったミッションを受け入れたときには結果についても公表する。さらに、ミッションを一回受け入れるだけでなくフォローアップも必ず行う。そういった様々なことを最初の段階で加盟国がコミットしたらどうか、というプロポーザルをしています。

これは、一番難しい強制化の合意と何もしないということの中間を、何とかくぐり抜ける一つのアイデアとして、事務局の中でも随分と議論をした上で、事務局長がステートメントの形で発表したものです。かなりの国からは、評価する、又は支持するという発言がありました。

しかし、残念ながら、先ほど来説明している行動計画の中に書いてある幾つかのミッションのとおり、全ての項目に「ボランティア」、つまり「自発的に」又は「リクエストによって」若しくは「するよう努力する」等、様々な文言が記されており、当初、この機会にぜひ安全を強化したいという工夫、知恵を出したつもりでしたが、結果としては加盟国に受け入れられませんでした。

したがって、I A E A として問題意識が全然なかったわけではありません。

○石田祝稔議員（復興特）

しかし、今やらないと、徐々にみんな事故のことを忘れてきてしまいます。

○古賀一成議員（復興特）

現在、中国では原子力発電量が約 9 ギガワットですか、去年、聞いた話ですが。原子力の発電量、中国は 9 ギガワット、将来計画は 1 8 9 ギガ。インドは 4 ギガが将来は 4 8 ギガ。今後、石炭と石油が不足するという中で、次々に原子力発電所を建設した場合、中国に万が一のことがあった場合、日本に対する影響は破滅的です。

そのようなときに、強制力議論の前に、原子力発電所の立地、ベーシックマニユアル、又はハイレベルマニユアル等、強制はしないが理想とすべき基準というものを I A E A が公表すればいいのではないかと思います。I A E A が強行して、条約や強制査察を各国が受け入れるかというような議論をしていると、これはいつまでたっても実現しない。非常にプリミティブな問題が福島第一原発事故だったと思う。

○河井議員

鈴木特別補佐官は、先ほど2008年のUNSCLEARの報告について、自分も疑問のところがあるといったように思いましたが、どうですか。

○鈴木特別補佐官

自分も疑問を持っているというのではなく、疑問の声が出ていることをネット等で承知しているということです。

○河井議員

当該報告に批判的な意見があることをご存知なのでしょう。鈴木特別補佐官の名前でお配りになった資料6ページの一番下に、IAEAの主な役割として、放射線、原子力事故に際する緊急対応に関する国際機関との調整と書いてあるわけです。そうであれば、しっかりとその役割を果たしていただきたい。つまり、チェルノブイリで25年前に起こったことの科学的な知見が未だ確定していないのに、これから先のことをいくら説明しても日本国民は信用できないわけです。

もう一度、チェルノブイリで25年前に起こったことを、IAEAが指導性を発揮し、この調整の役割をしっかりと行うために現地の再調査も含めて、様々な知見がその後出てきているわけですから、IAEAは関係ない、WHOやUNSCLEARの問題だというようなことはないようにしてもらいたい。現地を見てきた私たちは、IAEAに指導性を発揮してもらいたいと本当に、恐らく党派を超えて派遣団員みんなが感じていると思います。いかがですか。

○笠議員

今の意見に少し関連するのですが、結局、我々がIAEAに期待するという場合に、例えば、これから原発をどうコントロールしていくのかとか、自然災害にどうやって耐えていくのかということについて、IAEAはほとんどのことをこれからしっかり行えるのだと思うのですが、放射線が子供たち、人に対してどういう影響を与えていくのかという先ほどの医学的な知見、これはやはりIAEAの範囲ではないということになるのですか。

加盟国や国際機関の調整はするが、IAEAはしょせん151カ国の調整機関に過ぎない、国連は190カ国の調整機関だというようなことを言っていたが、しかし、これはやはりチェルノブイリと福島の問題です。福島は今後25年、50年、100年たってどうなるのか。チェルノブイリも一緒です。

つまり、そういった長期にわたる医学的知見をどの機関が集めて、どの機関がそれに対する基準をつくるというのがもっとも適切なのか。それはIAEAでは手に負えないことなのか。例えば、各国の政治が何らかの新たな機関を作らなければならないのか。さらに、現に事務局の立場からして、今の調整機能というだけではやはり限界を感じることもあるのだと思います。

このようなことについて、IAEAとしての課題としてはどのように感じていますか。

に向かつての共有の財産にならないでしょうから、もう一度、IAEAとして、国際協力のもとに、チェルノブイリも含めて、現場に入ってもう一回再調査してみるということは非常に重要な役割だろうと思います。

○柿澤未途議員（復興特）

今回の福島事故も同じだと思います。やはり、事故直後からIAEAの天野事務局長自身が言っているとおり、日本政府の情報の出し方が遅く、かつ量も不十分であったため、情報提供を促すという意味も込めて、3月18日に来日されたことも理解します。しかし、チェルノブイリと同じことが繰り返されているようにも思います。

まさに情報をどうやって各国に出してもらおうかということについては、IAEAがもう少し役割を果たさなければ、深刻なシビアアクシデントが各国で起こるたびに、毎回同じことが繰り返されることになりかねないと思います。

さらに、今話を聞いていて、IAEAが今回の福島第一原発の事故をどうバリュエートしていくか、評価していけるかということが全然わかりません。どこに問題点があったのか、IAEAはどうそれを見ているのか、全く伝えられていない。それをしっかりお聞きをしたいと思います。

もう一つ、INES、国際評価尺度でレベル7という発表がありました。報道によると、日本の政府がIAEAとの事前の調整を経ずに、突発的に発表してしまったものだと思っています。

国際尺度に照らしてどれだけの深刻な事故なのかというエバリュエーションすらもIAEAとして独自の権威ある立場で行えないとなると、IAEAは何のために存在するのかという存在意義にもかかわると思うので、それについての所見もお伺いしたいと思います。

○石田祝稔議員（復興特）

加盟国がベストで対応するというか、日本が今回全面的に公開して、加盟国としてすべき対応の流れを一つつくるしかないと思います。

○柿澤未途議員（復興特）

日本政府のコンダクトについて、見解をお願いします。

○森田専門官

IAEAの5月、6月のミッションの報告書には、当時の情報から得た教訓をそれぞれの分野ごとに記載しました。日本の報道では、主には規制機関の独立性であるとか、又は津波対策が十分とられていなかったことについてのみ報道されているように俯瞰していますが、その他、緊急時対応、又は周辺地域住民の避難の計画等についても指摘しています。さらに、それぞれのミッションに関してイシューとともに問題点も指摘しております。

しかし、当時の十日間のミッションでは十分な詳細情報が得られなかったという部分と、日本政府又は東京大学若しくは福島県の対応についても、まだ広範囲で、十分

かつ網羅的な報告ができる状態になっていなかったもので、当時の I A E A としては、後日フォローアップミッションを行う考えでいました。そのうちの 하나가、今週日本に派遣されている除染のミッションです。さらには、鈴木特別補佐官から説明をしたストレステストのミッションもそのうちのひとつです。

そういう手順を通じて、それぞれの分野ごとに一度限りではない掘り下げたミッションを行うのが日本政府との基本的な合意であり、それに基づき今後の作業を予定しています。

○高橋千鶴子議員（復興特）

すみません。確認ですが、追加報告書が9月12日に出されているのですね。

○森田専門官

はい、日本政府から出されています。

○高橋千鶴子議員（復興特）

それを踏まえ13日に行動計画が採択されているわけですね。その追加報告書との関係では、今のミッションを踏まえての何らかの評価をするということですか。

○森田専門官

はい、そのようにします。

9月に日本政府から出された報告書に基づいて、さらにフォローアップのミッションを行っていくこととなります。

I N E S に関しましては、評価を行うのは世界各国どこも同じですが、手順として政府が評価を行い I A E A に通報することになっています。I A E A が事前に関与するシステムにはなっておりません。

つまり、情報をシェアするという点では、加盟国が出した評価を I A E A が他の加盟国等と情報を共有するというのが、I A E A の機能としてあります。しかし、評価自体、どのレベルの評価だったかということに関しては、I A E A が関与する構造にはなっていないということです。

○鈴木特別補佐官

先ほど来の放射線の影響についての御指摘は大変よく理解しましたので、今後 I A E A としては、特に行動計画の中にも、放射線からの人及び環境の保護という項目が一つ入っていますので、それを具体的に実施する上で、国際機関の中での危機管理、調整にとどまらず、イニシアチブ又はリーダーシップをとっていくことが可能かということについて、内部でよく検討させていただくことにします。

それから、今質問が出ましたが I N E S について、今森田専門官から I A E A は各国の評価に関与していないということでしたが、私の理解では、各国が自分の国の中で起きている事故について一番情報を持っているわけですから、各国が暫定的にそれを国際基準の尺度に合わせるということです。例えば、震度や温度等について、地震

が起きたときにマグニチュード幾つと言え、大体他の国は地震の規模がわかります。そういう一つの基準になるものをつくろうというのが I N E S なのですが、その基準をつくる際には、I A E A と O E C D の N E A が協力して尺度をつくります。ただ、それを実際に当てはめるのは各国にゆだねられていますし、一回で完全に当てはめられない場合は暫定的評価として数値を出して、その後さらに事故調査が進み、情報がふえてくれば評価を調整するということが、実際起きてくることになります。

今回の日本の場合も、最初 4、次に 5、それから最後に 7 になりました。

つまり、この点については I A E A が独自にレベル幾つかということは、国際機関、組織として答えするのはなかなか難しい立場にあり、内部でも、各国のレベルがいくつであるとかいう議論の形はとっていません。

○柿澤未途議員（復興特）

各国のある種の申請に基づく判断に客観性の担保を与えるのが国際機関の役割だと思いますが、抑制的な姿勢では本当にその役割を果たしていることにはならないのではないかというのが、一つの問題意識なのですが。

○鈴木特別補佐官

一方で、この尺度自体が本当に妥当なのか。つまり、チェルノブイリと福島が本当に 7 という評価でいいのかということです。場合によってはそのスケールについても少し数を増やして、より緻密な物差しにすべきであるという議論はあります。

他方で、このスケール自体が問題なのではなくて、それを当てはめるやり方が問題なのであって、物差しを変える必要はないという主張をしている国もあります。

したがって、ここでも各国の中では議論が分かれている状況です。

○柿澤未途議員（復興特）

その点は、国際尺度に事故の状況を当てはめるという権限を I A E A が持つからこそ、各国が情報を提供しなければならなくなるということを言っているのです。

○高橋千鶴子議員（復興特）

もう一点、チェルノブイリの事故のときは、原発を持たない国であるベラルーシが非常に大きな被害を受けたのですが、今の枠組みによると、事故を起こした国の要請に応じて I A E A が活動するが、原発を持たないけれども直撃を受けたベラルーシのような国には何ら権限がないことになってしまいますが、この状況については何かしら考えがあったんではないかと思うんですがいかがですか。

○鈴木特別補佐官

そういった国の声を代弁しても活動できるものとして、国際機関の役割というのは想定し得るのだろうとは思いますが、それを受け入れる側が果たして受け入れる仕組みができるかどうかといえ、残念ながら、今はそういう仕組みにはなっていないということになります。

ご指摘のとおり、ベラルーシは大変苦勞しているといえる。今後は原発そのものを持たない周辺国も事故等の被害に遭うかもしれません。そういう観点は非常に大事ですけれども、現状では対策を持っておりません。

行動計画の中でも放射線の影響、特に国境を越える影響のあるものをどう改善していくのかということは、一つの重要なポイントだと思っています。

○小平団長

ありがとうございました。

我々議院運営委員会、それから東日本大震災復興特別委員会、この閉会中の海外視察というのは日本では賛否ありますが、それを乗り越えて、私たちは、ここに来ています。IAEAの役割についても色々ご意見がありましたが、福島で事故があった後ですから、これを契機に我が国の発信力を強化していきたいとの思いでおります。IAEAの方々にもぜひ頑張ってくださいと思います。我々は力一杯応援します。

どうもありがとうございました。

【写真】IAEA本部前にて

